12　第九項及び前項（第二号を除く。）の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び前項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

13　第九項及び第十一項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは「第百六条第一項第十五号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

［14・15　略］

16　法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一　［略］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）

三　次条第二項第二十六号の三に掲げる業務

［17・18　略］

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［略］

2　法第百六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～二十二　略］

二十三　機械類その他の物件を使用させる業務（法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われない場合を除く。）

二十四　次に掲げる行為により他の国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該団体の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の発行する株式若しくは持分を取得すること。

ホ　当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ　イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

［二十五～四十七　略］

［3～6　略］

12　第九項及び前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び前項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

13　第九項及び第十一項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十五号」と読み替えるものとする。

［14・15　同上］

16　［同上］

一　［同上］

二　他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

［号を加える。］

［17・18　同上］

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［同上］

2　［同上］

［一～二十二　同上］

二十三　機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十四　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

［号の細分を加える。］

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

［二十五～四十七　同上］

［3～6　同上］